

7月9日(土)府民の集いで発言 高南

私は、高槻南高校28期で生徒会長をした松尾鷹志です。高槻南高校廃校取消訴訟の原告団の団長をしました。

私は、高南最後の学年、30期生で原告となった折居愛です。

今、私たちの愛した高槻南高校は既ありません。今年の3月、生徒・同窓生、父母・教職員の強い抗議と反対の声を無視した大阪府と府教育委員会によって、廃校になってしまいました。

2001年8月30日、府教育委員会は、突如として、高南を廃校とする統廃合案を発表しました。これに対し、生徒会を中心にPTA、教職員、広範な市民も立ち上がり、わずか2ヵ月半で、16万数千の廃校反対署名が結集されるなど、大きな反対運動となりました。それにもかかわらず、府教委は、2001年11月16日の府教育委員会議で廃校決定を強行しました。

関係者の意見を一度も聞かないで示された統廃合案が、例のないほどの反対世論が示されてもなお、何の修正も、変更改善もされず、強行されてしまったのです。

本当に民主主義も社会常識もない大阪府と府教育委員会のやり方に、私たちは、2003年3月から2004年9月まで、多くの弁護士の方々の支援を得て、大阪地裁で府と知事を相手取り廃校取消と損害賠償を求めて闘いました。

2003年3月28日、59名の生徒原告が、共同親権者121名の署名をえて、大阪地裁に提訴しました。各年度の生徒会執行部やPTA役員のほとんどがこの提訴に参加しました。8回の裁判のうち、3回は100名近く入る大法廷を使いましたが、制服で法廷を埋め尽くし、さらにのべ4回の公判で私たち生徒・OBは次々に意見陳述に立ち、府教委の廃校処分の不当性を訴えました。提訴前には、527名の生徒が大阪弁護士会に入権救済申し立てもしていました。

私たち原告がこの裁判などで訴えたことの一つは、生徒や父母の意見を府教育委員会と大阪府がまったく聞こうとしなかったという事実です。

統廃合は私たちの高校生活に重大な影響を与えることであり、私たちが最大の当事者であるはずで。

2004年3月31日の公判で私たちは、府教育委員会幹部の証言にはおどろかされま

した。「統廃合案作成は、通例では対象校に行かないで決める」「地域や保護者、学校関係者などにはあらかじめ相談する必要はない」と証言しているのです。国民の教育権も開かれた学校づくりも、生徒や父母もまったく無視した考えです。

問題は府教委だけではありませんでした。昨年3月31日の第6回公判で、大阪地裁大法廷において全一日の審理が行なわれ、すべての証拠調べが終わった翌日の4月1日付で、公判の訴訟指揮をしてきた裁判長が、同じ地裁内の他に所属代えとなり、別の裁判長によって判決文が準備されるという異常な事態となりました。

こうしてつくられた昨年9月10日の判決は「子どもの権利条約第12条は、生徒らの意見表明等の手続的権利を具体的権利として保障したものではない。」と政府見解丸写しの内容となりました。

国連子どもの権利委員会から日本政府は二度も「一般的指針ではなく、行政決定において子どもの意見を尊重しなければならない」との勧告を受けているのに、日本の裁判所には国際条約を平然と無視する判決を出す裁判官がいる。私たちはこういう事実にも、驚きあきれ、失望しました。教育行政も司法も深刻な問題を抱えていること知りました。

私たちは、判決後は、子どもや府民の立場に立つ教育委員会制度と教育行政を実現することをめざし、また判決批判を広げるために、「教育行政オンブズマン—高南ネット」を結成し、今年の1月8日には、110名の参加で結成記念総会と裁判終結集会を盛大に行ないました。

高南最後の卒業式には、原告生徒の会から、全卒業生一人一人に250本のバラの花を送る取り組みをし、来校した府教育長に、府議会議員の方の仲介を得て、ゲリラ的でしたが直接しっかり面会をして、花束を添えて、抗議の気持ちを文書で申し入れました。教育長は、「辛い思いをさせてすまなかった」と述べましたが、私たちは、これからも闘う気持ちには変わりありません。

今高南ネットでは、廃校や新校にかかわる情報公開請求の取り組みを始めています。また、この取り組みを英語のスピーチにして、去る6月に、関西学院大学ESSのスピーチコンテストや西日本のコンテストで準優勝して、全国大会で出場した原告の仲間もいます。

高南ネットでは、様々な活動を通じて、子どもの権利条約の意見表明権や国民の教育権を守り発展させべく、これからも頑張っていきたいと思います。

今日は、発言の機会を与えてくださり、有難うございました。